

電子政府の推進に関する調査

<ポイント>

(調査結果に基づく通知)

概 略

－ 電子政府の推進状況に関する初めての調査 －

目 的

「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の推進を図る観点から、各府省における申請・届出等手続のオンライン化の推進施策の実施状況を調査

調査の結果

- 1 申請・届出等手続のオンライン化の推進状況
 - ・目標値97%に対して実績96.2%(平成15年度末)
 - ・オンラインのみで手続が完了しないもの33%
- 2 オンラインによる申請・届出等手続の利用状況
 - ・平成15年度利用率:81.0%
 - うち、個別の専用システム81.9%
 - それ以外の各府省の汎用的な電子申請システム0.7%
- 3 オンラインの利用に関する改善要望・意見等
 - ・添付書類提出のオンライン化、提出できる電子ファイルの多様化等

結果の通知

オンラインで手続を行える部分の拡大
利用者の立場に立ったシステムの改善、手続の見直し
オンラインで行える手続、利用方法等の周知

通知先:全府省
通知日:平成16年6月9日

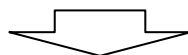
1 申請・届出等手続のオンライン化の推進状況

現 状

平成15年度末までに国の行政機関が扱う申請・届出等手続1万3,312がオンライン化
(対象手続1万3,834の96.2%。なお、平成15年度末までの目標値は97%)

- ・ 手続のすべてがオンライン化(オンラインで手続が完了する) 8,908手続 67%
- ・ 手続の一部がオンライン化(オンラインで手続が完了しない) 4,404手続 33%

- [例] 添付書類の提出 : 社会福祉法人の現況報告などにおいて財務諸表の書面による提出が求められている
: 証券会社の外務員の登録における外務員の履歴書など添付書類の提出が電子化されていない
- 証明書類等の交付 : 休業補償給付の請求における給付決定等の通知書など許認可等の結果の通知が電子化されていない
- 利用者の本人確認 : 製造たばこの小売販売業の許可における法人の登記簿謄本など利用者の本人確認が電子化されていない



添付書類の省略及び廃止等手続の簡素化・合理化の取組
行政機関が発行する証明書類等及び添付書類の電子化の推進
公的個人認証サービス又は商業登記に基づく電子認証制度の利用や民間認証局による
電子認証の活用等
によりオンライン化拡大の余地あり

2 オンラインによる申請・届出等手続の利用状況

オンライン利用率(年間総申請・届出等件数に占めるオンライン利用件数の割合)

(注1)

平成14年度 : 86.4%	15年度 : 81.0%
(737手続:5,009万件中4,326万件)	(4,113手続:8,210万件中6,654万件)

このうち、

個別の専用システム(注2)

平成14年度 : 86.9%	15年度 : 81.9%
(159手続:4,976万件中4,326万件)	(464手続:8,124万件中6,653万件)

各府省の汎用的な電子申請システム(注3)

平成14年度 : 1.3%	15年度 : 0.7%
(578手続:33万件中4,300件)	(3,649手続:86万件中6,400件)

- 注1 集計対象手続は、各年度の当初からオンラインによる手続が可能であったものであり、平成15年度4,113手続は、15年度末までにオンライン化された1万3,312手続の30.9%
- 2 通関情報処理システム、特許庁パソコン電子出願システムなど申請・届出件数の多い特定業種に係る手続等処理する個別の専用システム
(今後、登記、車検、旅券等が稼働予定)
- 3 恩給、行政相談、社会保険関係手続等専用システムによらない手続を受け付ける汎用的な電子申請システム(なお、社会保険関係手続については、平成15年10月から稼働のため集計外)

3 オンラインの利用に関する改善要望・意見等

全国50事業者等の利用者を対象として改善要望・意見等を聴取

オンライン化されている手続を行う際、オンラインを利用しなかった理由

- ・ オンラインで手続が行えることを知らなかった
- ・ 窓口で担当者に対面した方が迅速・的確に処理されると思った

利用者の改善要望・意見

- ・ 添付書類提出のオンライン化、添付書類提出の省略を図ってほしい
- ・ 提出できる電子ファイルの多様化を図ってほしい
- ・ 手続案内、電子申請システムを使いやすくしてほしい
- ・ 電子申請様式の簡素化を図ってほしい
- ・ 24時間365日受け付けてほしい

[本件連絡先]

総務省行政評価局 内閣、総務、法務担当評価監視官室